第明治三十二種郵便物認可

第百七十六条第三項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

第百七十六条第四項第二号ヨ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

第百七十六条第十項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体

第百七十六条第十一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠又は車体

第百七十六条第十五項中「中学校、小学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に「生徒、児童」を「児童、生徒」に改める。

第百八十条第一項中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置、法第75条の３第１項」に改める。

第百八十条の二第二項中ハをニとし、回号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部潜り込み防止装置

第百八十一条第二項第四号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

第百八十三条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席

第百八十四条第一項第四号中「若しくは法第75条の２第１項」を「、法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置若しくは法第75条の３第１項」に「これに」を「これらに」に改め、同条第七項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置

第百八十六条第五項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め「の規定に基づく」の下に「装置の指定を受けた」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

第百八十七条第二項中第三号を第四号とし、第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置

第百八十八条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

第百九十一条第一項中「とびら」を「扉」に改め、同項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に「もの」を「扉」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉又はこれに準ずる性能を有する扉

第百九十五条第五項第九号中「第75条の３第１項」を「第75条の４第１項」に改め、同条第八項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス

第百九十六条第三項第一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、回号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に「第75条の３第１項」を「第75条の４第１項」に改め、回号ロを回号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の４第１項の特別な表示

第百九十八条第二項第六号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、回号ロを回号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯

第百九十八条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯

第百九十八条第六項第四号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯

第百九十八条第八項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有するすれ違い用前照灯